

料金後納

ゆうメール

# ビジネスサポートながの

2020

1

BUSINESS SUPPORT NAGANO  
No.389



株式会社須加尾建設

代表取締役社長

## 須加尾 恵一氏

Keiichi Sugao



上高井郡高山村大字高井4417-1-2

TEL.026-248-1341

FAX.026-248-0374

創業／昭和27(1952)年

資本金／2,500万円

事業内容／とび・土木工事、舗装工事、水道施設工事

<http://www.sugao-k.jp>



四季折々の自然が美しい“信州高山温泉郷”的ほど近く、須加尾恵一さん(62)が代表取締役社長を務める須加尾建設は、地域に根付く建設会社として60年以上高山村を守り続けてきた。

取材当日、須加尾さんは松葉杖をつきながら登場。なんと10月に発生した台風19号の際に、右足のかかとを骨折してしまったそうだ。高山村を中心に公共事業を請け負うことが多い同社は、通常の道路工事や河川の改修工事はもちろんのこと、長野県から任命されるボランティア団体「信州ロード観察隊」や、須高地域のJVを通じ、風雨の際にはときには危険も伴いながら、地域のために道路や河川のパトロールを行っているという。「あちこちで倒木があって大変でしたよ。でも実はこのけがは、パトロールの後に自宅の植木を見ようとしてはしごから落ちたのが原因です(笑)」

須加尾さんは2代目として跡を継ぐため、長野県内の大手建設会社で修業を積んだのち、昭和51年に同社に入社した。当時の呼び名は、泣く子も黙る“鬼専務”。「道路というものは、車で枝を1本踏んだだけでも分かるくらい繊細なもの。快適に走れるのが当たり前でなく

“鬼”になるほどの情熱で、  
仕事もギターも、

ではいけません。専務時代は、社員の仕事ぶりに檄を飛ばすこともしょっちゅうでした」。道路や河川の安全は、地域住民の快適な暮らしに直結するもの。平成13年に社長となった現在、須加尾さんは職人たちがクオリティの高い工事を続けられるよう、働きやすい職場づくり、そして職場環境の向上に努めている。今年は熱中症対策として、職人全員に今話題の扇風機つき作業着を支給したり、各現場にミネラルウォーターサーバーを完備するなどの徹底ぶりだ。

そんな須加尾さんにはミュージシャンとして的一面も。「20歳のころからアコースティックギターを弾いています。『女性にもてたい』と思って始めたのですが(笑)、結果的にギターの方に夢中になってしまいました」。仕事や家庭が忙しくしばらく弾かない時期もあったというが、現在では気の合う仲間とともに、2カ月に1回ライブを行っている。毎回新曲にもチャレンジし、定期練習を欠かさないといふ。「今ではギターを弾いている時の方が“鬼”になっているかもしれません(笑)」クリスマスライブを直前に控えた須加尾さんは、今日も仕事終わりに練習を控えているのだと嬉しそうに語った。

回覧



一般社団法人 長野法人会 〒380-0904 長野県長野市七瀬中町276 商工会議所ビル3階  
TEL 026-227-0011 FAX 026-224-2655 [www.naganohoujinkai.or.jp](http://www.naganohoujinkai.or.jp)

毎日1日発行

# 法人会活動のすべて

## 年頭所感～税金の重要な役割を伝える年に～

一般社団法人 長野法人会 会長 山浦 愛幸



令和となって初の新春を迎え謹んでご挨拶申し上げます。

まずは昨年10月、台風19号の水害により被災された皆様には改めてお見舞いを申し上げます。一刻も早く日常の平穀を取り戻すことができますよう心からご祈念申し上げます。

法人会では、被災の自治体へ会の各事業で募金した義援金をお渡ししたほか、被災された会員へのお見舞、復興支援に向けた国の補助金の情報提供などの活動をして参りました。

また会員企業の中には、ボランティア活動、見舞金対応など、それぞれの立場で支援に向けた活動を行ってきた有志が大勢おります。

一方、被災された皆様の声をうかがうと「支援物資の提供、ボランティアの皆様の協力には大変ありがたく感謝

してもしきれない。ただこれから事業や生活の再建となると、資金面の心配だけはなかなか解決できそうにない」との声が多いのが実情です。

やはりここで重要視されるのが補助金・災害支援金に代表される公的支援であります。しかしこの支援も「税」を基盤とする安定した財政基盤があって初めて充実するものであります。

そのためには、会員一人一人が今年も法人税、所得税、消費税、また身近な地方税においても、税法に従ってしっかりと納税し、また税の役割や重要性を広く社会へお伝えし、被災された地域や皆様の支援に確実に税金が使われるよう、税の使途についても充分に注意を払って活動していきたいと考えております。

結びに、本年においては自然災害など起こらず、皆様にとって幸多い一年となることをお祈りいたします。

## 年頭のご挨拶

長野税務署 署長 谷仲 邦夫



令和2年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

一般社団法人長野法人会の皆様には、日頃から法人会活動を通じ、税務行政全般にわたり格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

昨年は、令和元年台風第19号により長野市をはじめ広範囲にわたり甚大な被害が発生しました。被害を受けられた皆様並びにその関係者の皆様に、心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興を願っております。

災害に関する税務上の取扱いにつきましては、国税の申告・納付等の期限の延長や納税の猶予、軽減・免除等の手続きがございます。また、災害により住宅や家財などに損害を受けられた方は、確定申告により所得税等の

全部又は一部が軽減される場合がございますので、詳しくは税務署にお問合せください。

まもなく令和元年分の所得税等の確定申告時期を迎えます。申告会場となる「長野市若里市民文化ホール」は、多くの納税者の方が来場し、混雑することが予想されます。国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただければ、e-Taxにより申告書を送信することができます。ICTを活用した申告書の提出にご協力をお願い申し上げます。

結びに、一般社団法人長野法人会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝並びに会員企業のご繁栄を心から祈念申し上げまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

## 法人市町村民税の超過課税に関して

長野市役所会議室において、長野市議会・長野市財政部・長野法人会の3者による「法人市民税のあり方に関する勉強会」が行われた。

長野市の法人市民税については均等割で標準税率の1.2倍、法人税割で標準の6.0%に対し7.1~8.4%で超過課税されている現状について、長野市からは人口減少による税収減、少子高齢化対策への財源確保などの財政上の説明があった。長野法人会としては、インフラ整備や災害対策への財政需要があることは理解しつつも、現在の標準税率を超えた超過課税ありきという行政運営や事業所の所在地により税率が異なる点を問題視し、標準税率での行政運営を行うよう要望した。勉強会は全2回(11/21・12/10)で実施した。

### 事務局からの掲示板

#### 1月の事業スケジュール

**1月 6日月** 事務局仕事はじめ

**14日火** 第7回経営塾

15:00 ■長野商工会議所2F会議室

**17日金** 篠ノ井部会 経営実務研修会

13:30 ■長野商工会議所 篠ノ井支所

**22日水** 青年部例会

18:30 ■ホテル国際21 2F「芙蓉」

**24日金** 三輪部会 経営実務研修会

11:00 ■すき楼

**28日火** 第8回経営塾

15:00 ■長野商工会議所2F会議室

**31日金** 理事・企画運営評議員合同会議・新年賀詞交歓会

16:00 ■ホテル国際21 3F「千歳」



## 11/20 東部部会会社見学会

第8回開催となった東部部会会社見学会。参加人数は11名で東御市にある(株)ミマキエンジニアリング、軽井沢町の軽井沢ブルワリーの工場見学を実施。工業及び食品製造の現場を観察し、交流会場であるレストラン“こどう”では、佐久法人会副会長(軽井沢部会長)である株澤屋の代表取締役 古越道夫氏が多忙なスケジュールの間を縫って挨拶に来店下さり、参加者は皆感動していた。被災された会員企業の参加もあり、部会の枠を超え長野県の法人会の結束がより深まる事業となった。



参加者記念撮影を軽井沢ブルワリーにて。  
エントランスホールには千住博画伯の素晴らしい作品が展示されていました。



(株)澤屋レストラン“こどう”にて。  
法人会によって繋がったご縁。  
横田部会長と古越社長の固い握手。



## 税に強くなろう

作成 関東信越税理士会長野支部所属

金井 秀夫 藤澤 義章  
平井 幸光 渡邊 隆行

# 経営者として知っておきたい税の知識 10

今月は、台風19号による被災に関する税の軽減措置等の一部について、概要を説明いたします。

### ■災害により住宅・家財などに損害を受けたとき

災害により住宅・家財などに損害を受けた方は、確定申告において①「所得税法」に定める雑損控除の方法、②「災害減免法」に

定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法によって、所得税等(復興特別所得税含む)の全部または一部についての軽減を受けることができます。

これら2つの方法には、次のような違いがあります。

	所得税法(雑損控除)	災害減免法(所得税等の軽減免除)								
損失の発生原因	災害、盗難、横領による損失が対象	災害による損失に限られる								
対象となる資産の範囲等	生活に通常必要な住宅、車両、家具、衣類、現金などの資産(注1)	住宅又は家財(車両を含む)の損失額がその価額の2分の1以上である場合(注2)								
控除額の計算又は所得税等の軽減額	控除額は、次の①と②のうち、いずれか多い方の金額です。 ①【損失額】-【所得金額の10分の1】 ②【損失額のうち災害関連支出の金額※】-5万円 ※「災害関連支出の金額」とは、災害により滅失した住宅や家財などの取壊し、除去、原状回復費用など災害に関連して支出した、やむを得ない費用をいいます。	軽減税額等は次のとおりです。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>その年分の所得金額</th><th>所得税等の軽減額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td><td>全額免除</td></tr> <tr> <td>500万円超 750万円以下</td><td>2分の1の軽減</td></tr> <tr> <td>750万円超 1,000万円以下</td><td>4分の1の軽減</td></tr> </tbody> </table>	その年分の所得金額	所得税等の軽減額	500万円以下	全額免除	500万円超 750万円以下	2分の1の軽減	750万円超 1,000万円以下	4分の1の軽減
その年分の所得金額	所得税等の軽減額									
500万円以下	全額免除									
500万円超 750万円以下	2分の1の軽減									
750万円超 1,000万円以下	4分の1の軽減									
参考事項	その年の所得金額から控除しきれない金額は、翌年以降3年間に繰り越して各年分から控除可能	損害を受けた年分の所得金額が、1,000万円以下の方に限ります。								

注1:棚卸資産や事業用の固定資産、山林、及び、生活に通常必要でない資産(別荘や競走馬、1個又は1組の価額が30万円を超える貴金属、書画、骨董等をいう)

注2:損失額とは、【生じた損害金額等(災害関連支出の金額を含む)】から【保険金額などによって補てんされる金額】を差引いた後の金額をいいます。

なお、損失額の計算は、住宅、家財、車両とも、被災直前の価額を算出し、これに被害割合を掛けることになりますので、原則的には次の計算式によります。

【取得価額-減価償却費】×被害割合

ただし、家屋や家財の取得価額については、取得価額が不明な場合も多いことから、別途簡便な計算方法もありますし、減価償却費の計算方法、被害割合、災害関連支出の金額の範囲など、これら詳細につきましては、最寄りの税務署・関与税理士にお尋ねください。

### ○確定申告に向けご準備いただくもの

- ・被害を受けた住宅の取得年月、床面積及び自家用車の取得年月などがわかるもの(売買契約書などでその取得価額のわかるもの及び修繕費などの災害関連支出の領収書があれば併せて準備する)
- ・保険金等で補てんされる金額がある場合、その金額がわかる書類
- ・り災(被災)証明書の写し
- ・源泉徴収票などの確定申告関係の書類
- ・振込先金融機関の口座番号(本人名義に限る)、印鑑

また、雑損控除の適用と災害減免法の適用とで、具体的にどちらが有利になるのかは、一概には言えませんが、例えば、家族及び所得状況を次の通り仮定すると、損害額が損失額100万円では災害減免法が有利ですが、200万円、300万円では雑損控除が有利になるようです。

前提条件:

- ①所得600万円
- ②夫婦子供2人(妻は専業主婦、子供は16歳以上でそのうち1人が19~22歳)
- ③社会保険料控除68万円及び生命保険料控除4万円
- ④災害による損害がない場合の所得税等の額 280,200円
- ⑤災害の状況 損失額は、住宅や家財の2分の1以上(災害関連支出は考慮しない)

### 《比較》(それぞれ適用した場合の税額となります)

損失額	所得税法(雑損控除)	災害減免法(所得税等の軽減免除)
100万円	217,900円	140,100円
200万円	115,800円	
300万円	56,600円	

(参考資料:国税庁・各国税局HPほか)

次回は、災害により法人の資産などに被害があった場合について説明いたします。

**税務署からのお知らせ****パソコン・スマホから確定申告!****Step1 「国税庁ホームページ」へアクセス**

- ・税務署に行く手間がかりません!
- ・確定申告期間中は24時間いつでも利用できます!

確定申告

**Step2 申告書を作成**

- ・画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます!

**Step3 e-Taxで送信して提出**

- ・マイナンバーカードを使って送信
- ・IDとパスワードで送信 (マイナンバーカードをお持ちでない場合)



※IDパスワードの取得を希望される方は、ご本人が運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、税務署にお越しください。

※IDパスワードによる送信は暫定的な対応ですので、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

**e-Taxで提出すれば、本人確認書類の提出又は写しの添付が不要です。**

作成した確定申告書を印刷して郵送等で税務署へ提出することもできます。

申告書の作成などに当たってのご不明点に関するお問合せは 長野税務署 ☎026-234-0111(代表)

**2月決算、3月決算法人の皆様へ**

2月開催の決算説明会は例年「長野市若里市民文化ホール」で開催しておりましたが、  
本年は会場の都合により次の通り実施します。詳細は別途ご案内致します。

- 2月6日(木) 長野バスターミナル会館
- 2月14日(金) 信州新町商工会館
- 2月19日(水) 須坂商工会議所

**ビジネス書ランキング****今月の売れ筋10冊**

2019.11/1~11/30 平安堂全店 提供

一流的ビジネスマンはこんな本を読んでいます

今月の  
オススメの一冊 /**1兆ドルコーチ**エリック・シュミット 他／著  
ダイヤモンド社 1,700円(税抜)

アメフトのコーチ出身でありながら、優秀な経営者で、ジョブズの師であるとともに、ペジスを救い、ツイッターやユーチューブのCEOを鍛えた伝説の経営者、ビル・キャン贝尔。本書は、シリコンバレー中の成功者に絶大な影響を与えた伝説のリーダーの「成功の方程式」。ビジネスリーダーの方には是非オススメする一冊です。



1	FACTFULNESS	ハンス・ロスリング／著	日経BP社	1,800円(税抜)
2	1兆ドルコーチ	エリック・シュミット 他／著	ダイヤモンド社	1,700円(税抜)
3	Think clearly	ロルフ・ドベリ／著	サンマーク出版	1,800円(税抜)
4	ニュータイプの時代	山口周／著	ダイヤモンド社	1,600円(税抜)
5	心。	稻盛和夫／著	サンマーク出版	1,700円(税抜)
6	サードドア 精神的資産のふやし方	アレックス・バナヤン／著	東洋経済新報社	1,800円(税抜)
7	嫌われる勇気	岸見一郎／著	ダイヤモンド社	1,500円(税抜)
8	踊る町工場	能作克治／著	ダイヤモンド社	1,500円(税抜)
9	衰退産業でも稼げます	藻谷ゆかり／著	新潮社	1,500円(税抜)
10	売上を、減らそう。	中村朱美／著	ライツ社	1,500円(税抜)

## 経営の耳より情報

# 外国人 労働者の 雇用の留意点

作成 長野県行政書士会長野支部所属

古谷 豊  
蟹澤 幸子  
宮本 徹

### ◆外国人が就労するためには

日本では法制度として外国人の単純労働を原則として認めています。したがって外国人は仕事の内容によっては希望する仕事にすぐ就労することができません。そもそも就労すること自体が可能か否かを含めて、外国人が希望する仕事に就労できる「在留資格」を取得できるか否かが問題となります。

すなわち、日本において就労できるのは出入国管理及び難民認定法（以下入管法と呼ぶ）に限定列挙する「在留資格」に限られています。また、外国人を雇用する場合には、その「在留資格」の中でも就労資格ごとに規定されている「資格に該当する活動内容の基準」（上陸許可基準）に適合しなくてはなりません。

### ◆在留資格の種類と分類

現在、入管法には在留資格が以下のように分類されています。

#### A 活動に基づく在留資格

##### 1. 外交、公用、教授、芸術、宗教、報道。

在留資格に該当する範囲内で就労可能で、上陸許可基準の適用はありません。

##### 2. 高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、特定技能、技能実習。

在留資格に該当する範囲内で就労可能で、上陸許可基準が適用されます。

外国人雇用の際によく適用される、「技術・人文知識・国際業務」は本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基づき有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動です。

また、「技能実習」は技能実習法上の認定を受けた技能実習計画に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動です。「技能」は本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務（例、外国料理のコックさん）に従事する活動です。

##### 3. 文化活動、短期滞在。

就労不可で、上陸許可基準の適用もありません。

##### 4. 留学、研修、家族滞在。

就労不可で、上陸許可基準の適用もありません。

##### 5. 特定活動。

特定活動の一部は指定された範囲内で就労可能であり、特定活動の一部は上陸許可基準の適用があります。

#### B 身分又は地位に基づく在留資格

在留資格には永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者が規定されています。

就労に制限なく、上陸許可基準の適用もありません。

**視聴無料**

# インターネットセミナー

**常時400タイトルのセミナーが視聴可能!!****今月のオススメプログラムはこれ!**

ID:hj0901 パスワード:0011

長野法人会HPトップページの下段に  
バナー(見出し画像)があります。

## どんぶり勘定の会社はまだまだ伸びる! 「小さな会社のお悩み解決」の立役者に

日本におけるキャッシュレスの動きは、手数料0円のQR決済など魅力的な決済方法が増える一方で、業者の乱立やセキュリティの脆弱性と新たな問題も指摘されています。インバウンド消費の拡大を促すキャッシュレス市場の動向を解説します。(65分)

- 1.一般社団法人日本キャッシュレス化協会とは
- 2.日本における現金決済額は?
- 3.日本国内の店舗市場をレジ導入の面からみる
- 4.キャッシュレス元年、スマホ決済の事例をみる
- 5.QRコード決済の問題点(1) 決済ブランドの乱立
- 6.QRコード決済の問題点(2) 静的QRコードの脆弱性
- 7.様々な課題と解決策
- 8.インバウンドとキャッシュレスの今後

**講師 高木 純氏**

一般社団法人日本キャッシュレス化協会 専務理事



1976年京都市生まれ。15歳で社会へ。98年松下電器産業株式会社入社。99年友人と起業(営業代理、PR代理事業)。2000年ソーシャルレンディング事業を起業し失敗。02年ソフトバンク、Yahoo!BB販売代理店を開設し成功。05年事業譲渡し、単身ニュージーランドへ。06年海外銀行口座開設サポートを開始し成功。11年ペナムにて日本企業進出支援を起業失敗。12年カンボジアで大学生向け日本語教育事業を創業。13年台湾にて日本パンケーキ事業を起業し成功。14年8ヶ月間世界を観察する旅を体験。16年40歳の誕生日に株式会社NIPPON PAYを創業。17年日本キャッシュレス化協会を設立、専務理事に就任。18年台湾政府キャッシュレス化推進アドバイザーに就任。

**貸出無料**

## セミナー DVDレンタルサービス

ご利用の場合は、長野法人会HPよりお申し込みください。

**■タイトル [DVD-0778]**

### キャッシュレス超入門 概要と消費者還元事業について

昨年10月からの消費税率引上げに伴い、キャッシュレス・ポイント還元事業が始まりました。中小企業や個人店舗(小規模事業者)にメリットが多い本事業において、事業者は販売促進費用や端末導入費用の負担をかけずに参加登録ができます。キャッシュレス導入のハーダルが下がっている今、参加するための手順を分かりやすく解説します。(2019年制作)

**講師 橋本 泉氏 中小企業診断士**

- 〈チャプター〉
- 1.はじめに～キャッシュレス化への3つの流れ(3分55秒)
  - 2.キャッシュレス・消費者還元事業とは(5分32秒)
  - 3.キャッシュレス・消費者還元事業に参加するメリット(7分26秒)
  - 4.キャッシュレス・消費者還元事業の参加の手順(4分53秒)
  - 5.キャッシュレス決済とは(4分46秒)
  - 6.自社に必要な決済方法の選び方(2分55秒)
  - 7.まとめ(3分27秒)

**小売り店舗向け**

**お店にメリットが多い  
キャッシュレス決済**

**編集後記**

広報委員 豊田 実

**「一人飯」を楽しむ**

家族や友人と食事をするのは楽しいひと時だが、近年は一人で食事をする光景も珍しくなくなったように思う。ある英国人ジャーナリストは「日本はソロ・ダイナー(一人飯)の世界最高の国」と書いている。彼曰く、日本の店の多くは一人でもちゃんとした席に通され、料理はもちろん店のサービスや心遣いの質が落ちないと言うのだ。一人かそうでないかで態度や味が変わるなど我々には考えにくいが、国が変わればそうではないらしい。例えばアジア某国では一人で食事をする発想自体が希薄のようで入店を断られた事もあり、欧州では店の一番奥の隅の暗い席に通され、料理を延々と待つはめになったという。日本人が内向的と言うのではなく、一人での食事を楽しんでいるように見えるそうだ。傍からは淋しく映るかもしれないが、実は贅沢な時間なのかもしれない。確かに居心地の良い店で美味しい肴を食し、愛飲の酒を飲む事が至福と感じる時もある。そう思える時間を演出してくれる日本は、やはり世界最高なのかもしれない。

## SBC通りに拡大移転OPEN

**バルーンアーチ**

**バルーンスタンド**

**バルーンギフト**

**イベント用特大アーチ貸出!!**

**お見舞い・発表会・各企業イベント  
お誕生日・ウェディング  
にオススメです!**

住所:長野市吉田1-17-24 TEL:080-3577-9090  
バルーンショップキラキラで検索してください!

**KIRA★KIRA  
BALLOON&DESIGN**

**ナリーン  
Kira Kira  
吉田店  
上井**

**三輪橋  
ヤマダ電機  
イオンタウン  
長野三輪**

\* 地元長野の食材を使った  
家庭的で気取らないフレンチ \*

+ ◆人気のコース料理(和洋中の取り分け) 3,300円~  
◆断然お得! シェフのおまかせコース 3,850円 \*

**イグレック**  
長野市北石堂町1205 2F TEL 026-228-2232  
営業時間/18:00~22:00  
定休日/日曜・祝日(予約にて営業いたします)

情報アンテナ ビジネスインフォメーション 長野法人会管内企業の情報発信ページです(毎月4社ずつ掲載)。会員企業は掲載料無料です。



**噛みしめる蕎麦**

**子安そば 文の蔵**

長野県上高井郡高山村大字牧1336-2 TEL 026-242-2076

■営業時間 昼 11:30~14:30 夜 17:30~20:00  
■定休日 [4~11月]火曜(夜)、水曜 [12~3月]火曜、水曜

ホームページ <https://nagano-soba.com/>

**ALPICO GROUPは2020年に創業100周年を迎えます 7125**

**おかげさまで100周年!  
特別企画 東京湾ランチ  
オリンピックイヤーならではの  
特別クルーズ!**

**クルーズ 1泊2日**

お食事は船内レストランにて  
ビヨンフエ(アルコール・  
ソフトドリンク飲み放題)

旅行代金 出発日  
おひとりあたり 消費税込

出発日	2~3名様一室
3月15	<b>39,800円</b>
食事 朝1、昼2回付 宿泊 グランドニッコー東京台場	

① 各地5:20~8:30=日の出桟橋11:50~シンフォニー  
ランチクルーズ~14:00日の出桟橋=江戸東京博物館=  
台場(泊)自由夕食 ※ホテル内レストランの予約も承ります

② ホテル9:00~ゆりかもめ=豊洲市場(散策とお買物)=浅草  
(浅草寺、仲見世散策)=両国ビューホテルにて東京名物ちゃんこ鍋の昼食…両国江戸NOREN)=17:15~19:15各地

旅行企画・実施 観光庁長官登録旅行業第669号 (一社)日本旅行業協会正会員

**アルピコ長野トラベル株式会社**  
**予約センター フリー ダイヤル 0120-24-5522**